平成３０年２月１３日

京都府介護・地域福祉課

障　害　者　支　援　課

**平成３０年度　福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に係る福祉・**

**介護職員処遇改善計画書等の提出について**

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

　平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。

　平成29年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者で、**平成30年度も引き続き福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する場合は、平成30年度分の「福祉・介護職員処遇改善計画書」の提出が必要**となります。

　つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

**１．提出先（別添提出窓口一覧参照）**

　　　・障害児入所支援：京都府健康福祉部障害者支援課

・障害児通所支援又は障害福祉サービス等：事業所所在地を所管する各保健所

　　　　（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

※　複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000133453.html) をご確認願います。

**２．提出書類**

（１）福祉・介護職員処遇改善計画書

①別紙様式２：福祉・介護職員処遇改善計画書

　　　　②別紙様式２添付書類１：福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

　　　　③別紙様式２添付書類２：福祉・介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)

　　　　④別紙様式２添付書類３：福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

※　添付書類の提出については、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例に該当する場合、提出をお願いします。

③ …複数の事業所が保健所管内及び京都市内に跨る場合

④ …複数の事業所が都道府県を跨る場合

　　※　その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険納付に関する確認資料等）

　　●　提出書類の上記様式は、別添の福祉・介護職員処遇改善通知の１９Ｐ以降にあります。

**３．提出方法**

**持参又は郵送（平成３０年２月２８日（水）消印有効）**

　　※　本計画書の提出に対し、京都府から受理通知は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。